

社会保険歯科診療報酬点数早見表(1)

(令和2年4月1日実施)

日本歯科医師会

<注> 下記点数のうちゴシックは所定点数、() の点数は6歳未満の乳幼児又は著しく歯科診療が困難な者を診療した場合の点数。

	《※印は施設基準届出が必要》	外来環1*	時間外	休日	深夜	乳	乳時間外	乳休日	乳深夜	特	乳+特	特導	乳+特導	特連*	特地
			休日・深夜を除く 標準時間外	日曜・祝日 12:29~1/3	午後10時~ 午前6時	6歳未満	乳幼児における時間外、休日、深夜の診療	著しく治療が困難な者	治療環境に円滑に 対応できるようにする	特連医療 機関	特連を除く 歯科診療所				
初診	歯科初診料*261 歯科初診料(未届の場合) ...240	+23	+85	+250	+480	+40	+125	+290	+620	+175	+215	+250	+290	+100	+100
再診	歯科再診料*53 歯科再診料(未届の場合) ...44	明細+1 +3	+65	+190	+420	+10	+75	+200	+530	+175	+185				

医学管理	《※印は算定に文書による情報提供が必要な場合》	
	診療情報提供料(Ⅰ)*250	診療情報提供料(Ⅱ)*500
歯科疾患管理料100 (初診月)80	新製有床義歯管理料* (装着月1回に限る) { 困難230 上記以外 190	診療情報提供料(Ⅲ)*150
文書提供加算*+10	周術期等口腔機能管理計画策定料*300 (手術等に係る一連の治療中1回)	診療情報連携共有料*(医科との連携)120
長期管理加算(初診月から起算して6月を超えた場合) か強診+120 上記以外+100	周術期等口腔機能管理料(Ⅰ)* 手術前(1回に限り)280 手術後(3月以内、計3回まで)190	歯科特定疾患療養管理料(月2回まで)170 共同療養指導計画加算*+100
エナメル質初期う蝕加算(かかりつけ歯科医機能強化型 歯科診療所)+260	周術期等口腔機能管理料(Ⅱ)* 手術前(1回に限り)500 手術後(3月以内、月2回まで)300	歯科治療時医療管理料(1日につき)45
洗口指導加算*(4歳以上13歳未満、修復終了後)+40 (注)う蝕多発傾向者が対象	周術期等口腔機能管理料(Ⅲ)* (放射線治療、化学療法(予定患者含)又は緩和ケアを受ける患者)(月1回)200	退院時共同指導料1*(在宅療養支援歯科診療所1,2)(1回のみ) 900 (上記以外の歯科診療所)(1回のみ) ...500 特別管理指導加算+200
総合医療管理加算+50	薬剤情報提供料*(月1回、処方内容変更の場合はその都度)10 患者の求めに応じて手帳に記載した場合+3	
口腔機能管理料*100		
小児口腔機能管理料*100		
歯科衛生実地指導料1*(月1回、15分以上指導)80		
歯科衛生実地指導料2* (月1回15分以上又は合計15分以上)100 (歯科診療特別対応連携施設・地域歯科診療支援病院)		
歯周病患者画像活用指導料10 2枚目から1枚につき(1回につき5枚限り)+10		

歯科訪問診療料(1日につき)(初・再診料を含む)				歯科訪問診療における特掲診療料の加算	
患者1人につき診療に要した時間	20分以上	1100 <1090>	361 <351>	185 <175>	訪問診療のみ算定
	20分未満	770 <760>	253 <243>	130 <120>	
※初診料注1の未届医療機関は<>の点数で算定する				訪問診療+特別対応加算	
同一建物に居住する患者数				訪問診療のみ算定	
				訪問診療+特別対応加算	

在宅医療	歯科訪問診療料への加算				歯科訪問診療1~3				歯科訪問診療1(20分以上)のみ			
	歯科訪問診療補助加算		地域医療連携体制加算	診療時間に対する加算	患者の状態による加算		在宅歯科医療推進加算	歯科訪問診療移行加算				
歯援診1/歯援診2	同一建物居住者以外	+115	+300	1時間を越えた場合 30分または端数を増す毎 +100	+175	特導 +250	+100	併算定不可				
	同一建物居住者	+50						+100				
か強診	同一建物居住者以外	+115	+300	+100	+175	特導 +250	+100	併算定不可				
	同一建物居住者	+50						+150				
歯科診療所	同一建物居住者以外	+90	+300	+100	+175	特導 +250	+100	併算定不可				
	同一建物居住者	+30						+100				

訪問歯科衛生指導料(20分以上、月4回まで)(文書提供が必要)(訪問診療日より1月以内)	単一建物診療患者が1人の場合360	単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合328	上記以外300
在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料(20分以上、月4回)	0~9歯350	10~19歯450	20歯以上550
在宅療養支援歯科診療所加算1+125	在宅療養支援歯科診療所加算2+100	かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所加算+75	栄養サポートチーム等連携加算1+80
栄養サポートチーム等連携加算2+80	小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料(20分以上、月4回)450	在宅療養支援歯科診療所加算1+125	在宅療養支援歯科診療所加算2+100
かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所加算+75	小児栄養サポートチーム等連携加算1+80	小児栄養サポートチーム等連携加算2+80	訪問歯科衛生指導料(20分以上、月4回まで)(文書提供が必要)(訪問診療日より1月以内)
単一建物診療患者が1人の場合360	単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合328	上記以外300	在宅療養支援歯科診療所1の場合320
在宅療養支援歯科診療所2の場合250	上記以外の場合200	在宅総合医療管理加算+50	文書提供加算+10
栄養サポートチーム等連携加算1+80	栄養サポートチーム等連携加算2+80	在宅患者歯科治療時医療管理料(1日につき)45	在宅患者連携指導料(月1回)
在宅患者連携指導料(月1回)	(他職種との連携)(1回目の訪問診療から1月以内は算定不可)900	(医療関係職種間で文書等により情報共有し、これに基づき指導を行った場合)	在宅患者緊急時等カンファレンス料(月2回まで)200
在宅患者緊急時等カンファレンス料(月2回まで)200	(医療関係職種等がカンファレンスを行い、その結果を踏まえて指導した場合)	フッ化物歯面塗布処置(1口腔につき)	在宅等療養患者110(165)
在宅等療養患者110(165)	(初期根面う蝕に罹患している歯科訪問診療料算定患者3月に1回)	在宅等療養患者専門の口腔衛生処置(月1回)120(180)	非経口摂取患者口腔粘膜処置(月2回)100(150)
在宅等療養患者専門の口腔衛生処置(月1回)120(180)	非経口摂取患者口腔粘膜処置(月2回)100(150)	咬合印象140(238)	

(不許複製・禁転載)

社会保険歯科診療報酬点数早見表(2)

(令和2年4月1日実施)

日本歯科医師会

<注> 下記点数のうちゴシックは所定点数、() の点数は6歳未満の乳幼児又は著しく歯科診療が困難な者を診療した場合の点数。

検査	歯周病検査 (1口腔単位) (1月以内の検査2回目以降は50/100の算定)	電氣的根管長測定検査 (EMR) (1根管目) …… 30 2根管目から1根管につき ……+15	有床義歯咀嚼機能検査1 (1回につき) 下顎運動測定と咀嚼能力測定を併せて行う場合 …… 560 咀嚼能力測定のみを行う場合 ……140															
	<table border="1"><tr><td></td><td>1~9歯</td><td>10~19歯</td><td>20歯以上</td></tr><tr><td>歯周基本検査 (乳歯は歯数に含まない)</td><td>50</td><td>110</td><td>200</td></tr><tr><td>歯周精密検査 (乳歯は歯数に含まない)</td><td>100</td><td>220</td><td>400</td></tr><tr><td>混合歯列期歯周病検査</td><td colspan="3">80 (プラークの付着状況及びプロービング時の出血)</td></tr></table>		1~9歯	10~19歯	20歯以上	歯周基本検査 (乳歯は歯数に含まない)	50	110	200	歯周精密検査 (乳歯は歯数に含まない)	100	220	400	混合歯列期歯周病検査	80 (プラークの付着状況及びプロービング時の出血)			細菌簡易培養検査 (S培) (1歯1回につき) …… 60 顎運動関連検査 (1装置につき) ……380 { 下顎運動路描記法 (MMG), ゴシックアーチ描記法 (GoA), パントグラフ描記法 (Ptg), チェックバイト検査 (ChB) } の場合
	1~9歯	10~19歯	20歯以上															
歯周基本検査 (乳歯は歯数に含まない)	50	110	200															
歯周精密検査 (乳歯は歯数に含まない)	100	220	400															
混合歯列期歯周病検査	80 (プラークの付着状況及びプロービング時の出血)																	
歯周病部分的再評価検査 (歯周外科手術後1歯1回に限り) ……15	咀嚼能力検査 (6月に1回) …… 140	咀嚼能力検査 (6月に1回) …… 130	精密触覚機能検査 (月1回) …… 460															
歯冠補綴時色調採得検査 ……10	咬合圧検査 (6月に1回) …… 130	舌圧検査 (3月に1回) ……140	小児口唇閉鎖力検査 (3月に1回) …… 100 睡眠時歯科筋電図検査 (一連につき) …… 580															
画像	単純撮影 (I) (フィルム料含む) () の点数は一連症状確認標準型 48(38) 咬合型 58(48) 全顎10枚法 439 小児型 47(37), 48(38) 咬翼型 59(49) 全顎14枚法 451 3歳未満の乳幼児には撮影料50/100加算 3歳以上6歳未満の幼児には撮影料30/100加算	単純撮影 (II) (スタタスエックス2等) (フィルム料含む) スタタスエックス2 (カビネ使用) 1枚 ……154 注) フィルムの算定については、使用フィルムと四ツ切フィルムとの面積比により算定する。	パノラマ断層撮影 (フィルム料含む) 四ツ切 311 オルソパントモ型 (小) 317 (大) 315 〔3歳以上6歳未満 (小) 372 (大) 370〕															
	フィルム料 標準型 2.9, 咬翼型 4.0, 四ツ切 6.2, 小児型 2.3, 3.1, 咬合型 2.7, カビネ 3.8, オルソパントモ型 (小) 12.0 (大) 10.3 6歳未満1.1倍	デジタル撮影 電子画像管理加算 (フィルム料なし) エックス線 10 パノラマ 95 歯CT 120 その他 60	〔電〕58(48) 〔パ電〕402(402) 〔CT電〕1170(1170) 〔他電〕213(171)	時間外緊急院内画像診断加算 (1日につき) (時間外 休日 深夜) +110														
投薬注射	処方料 6種以下 ……42 7種以上 ……29 (3歳未満+3)	調剤料 1回の処方につき 内服・浸煎・屯服 ……11 外用 ……8	薬剤料 (内服・浸煎 (1日分の薬価) 屯服 (1回分の薬価) -15円 外用 (1調剤の薬価) 注射薬剤 (1回分の薬価)) ÷10円+1点 (1点未満の端数は切り上げる)															
	6種以下 ……68 7種以上 ……40 (3歳未満+3) (一般名処方1+7) (一般名処方2+5)	注 静脈内 ……32 射 皮内・皮下・筋肉内 ……20																
リハビリ	歯科口腔リハビリテーション料1 { 1 有床義歯 (装着月以外、月1回に限り) 困難 ……124 上記以外 ……104 2 舌接触補助床 (月4回に限り) ……194 3 その他 (口蓋補綴、顎補綴、月4回に限り) ……189	歯科口腔リハビリテーション料2 ……54 (顎関節治療用装置装着患者、月1回に限り、施設基準)	摂食機能療法 (1日につき) 30分以上 ……185 (治療開始から3月以内、1日単位で算定) (治療開始から4月以上、月4回に限り) 30分未満 ……130 (脳卒中発症から14日以内、1日単位で算定)															
処置	う蝕処置 (1歯1回につき) …… 18 (27) 咬合調整 { 1~9歯 …… 40 (60) 10歯以上 …… 60 (90) 残根削合 (1歯1回につき) …… 18 (27) 歯髄保護処置 (1歯につき) { 歯髄温存療法 ……188 (282) 直PCap ……150 (225) 間PCap …… 34 (51) 象牙質レジンコーティング (1歯につき) …… 46 (69) 早期充填処置 (シーラント) (乳歯又は幼若永久歯) (1歯につき、歯面清掃、前処理、材料料を含む) { 複合レジン系 ……145 (212) グラスアイオノマー系 (標準型) ……144 (211) (自動練和型) ……143 (210) 除去 (1歯につき) { 簡単 …… 20 (30) 困難 …… 42 (63) 著しく困難 …… 70 (105) 根管内異物除去 ……150 (225) 手術用顕微鏡加算 ……+400 (+600) 歯の破折片除去 (麻酔の費用は別算定) …… 30 (45) 有床義歯床下粘膜調整処置 (1顎1回につき) ……110 (165) う蝕薬物塗布処置 { 3歯まで …… 46 (69) 4歯以上 …… 56 (84) 知覚過敏処置 (1口腔1回につき) { 3歯まで …… 46 (69) 4歯以上 …… 56 (84) 生活歯髄切断 ……230 (345) 歯根完成期以前及び乳歯 ……+40 (+60) 失活歯髄切断 (1歯につき) …… 70 (105) フッ化物歯面塗布処置 (1口腔につき) う蝕多発傾向者 (13歳未満、3月に1回) …… 110 (165) エナメル質初期う蝕 (3月に1回) …… 130 (195) 口腔粘膜処置 (1口腔につき) …… 30 (45) (レーザー照射による処置を行った場合) 後出血処置 ……470 (705) 6歳未満 ……500 (750) (後出血処置は麻酔に使用した薬剤料を別途算定) 口腔内外科後処置 (1口腔1回につき) …… 22 (33) 口腔外外科後処置 (1回につき) …… 22 (33)	歯周基本治療 (浸麻の費用を含む) スケーリング (SC) { 1/3顎につき 1/3顎を増すごと 初回時 72 (108) +38 (+57) (1/3顎単位) 2回目以降 36 (54) +19 (+29) SRP及びPCur { 前歯 小白歯 大白歯 初回時 60 (90) 64 (96) 72 (108) (1歯につき) 2回目以降 30 (45) 32 (48) 36 (54) 歯周病安定期治療 (I) (SPT I) { 1~9歯 ……200 (300) 10~19歯 ……250 (375) 20歯以上 ……350 (525) (3月に1回、歯周外科手術後等の治療間隔の短縮が必要な場合は月1回可) 歯周病安定期治療 (II) (SPT II) { 1~9歯 ……380 (570) 10~19歯 ……550 (825) 20歯以上 ……830 (1245) (月1回、かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所) 歯周病重症化予防治療 (P重防) { 1~9歯 ……150 (225) 10~19歯 ……200 (300) 20歯以上 ……300 (450) (3月に1回) 周術期等専門的口腔衛生処置 (1口腔につき) 周術期等専門的口腔衛生処置1 …… 92 (138) (週I, 週IIの入院中患者に衛生士が実施、術前・術後に1回限り) (週IIIの患者に衛生士が実施、週III算定月に月2回限り) 周術期等専門的口腔衛生処置2 ……100 (150) (歯科医師又は衛生士が実施、口腔粘膜に対する処置を行い、口腔粘膜保護材を使用した場合、1回に限り) 機械的歯面清掃処置 (1口腔につき) …… 70 (105) (歯科医師又は衛生士が実施、2月に1回に限り) 歯周疾患処置 (P処) (1口腔1回につき) …… 14 (21) 歯周基本治療処置 (1口腔につき) …… 10 (15) (歯周基本治療後、薬剤による洗浄、月1回・P処算定月は不可) 歯周治療用装置 (印象、装着等を含む) (人工歯、鉤等は別算定) (歯周精密検査を実施した場合に算定) 冠形態 (1歯につき) …… 50 (75) 床義歯形態 (1装置につき) ……750 (1125)	暫間固定 (固定源となる歯は歯数に含めない) 簡単なもの …… 230 (345) (エナメルボンドシステムの場合は200点 (300点)) 困難なもの …… 530 (795) (エナメルボンドシステムの場合は500点 (750点)) 暫間固定装置修理 …… 70 (105) 暫間固定除去 (1装置につき) …… 30 (45) 線副子 (1顎につき) …… 680 (1020) 口腔内装置1 顎関節治療用装置 …… 1530 (1545) 歯ぎしりに対する口腔内装置 …… 1650 (1725) 口腔内装置2 顎関節治療用装置 …… 830 (845) 歯ぎしりに対する口腔内装置 …… 950 (1025) 口腔内装置3 歯ぎしりに対する口腔内装置 …… 800 (875) 気管内挿管時の歯の保護等を目的として製作した 口腔内装置 …… 680 (695) 睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置 (1装置につき) 睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置1 …… 3300 (3450) 睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置2 …… 2300 (2450) 舌接触補助床 (1装置につき) { 新たに製作した場合 ……2620 (2680) 旧義歯を用いた場合 ……1120 (1180) 口腔内装置調整・修理 (1口腔につき) 口腔内装置調整 { 睡眠時無呼吸症候群、歯ぎしり …… 120 (180) 上記以外 …… 220 (330) 口腔内装置修理 …… 234 (351) 術後即時顎補綴装置 (1顎につき) ……2800 (2950) 注) 暫間固定、線副子、口腔内装置、睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置、舌接触補助床、術後即時顎補綴装置の点数は装着料を含む。印象採得料、装着材料料は別算定。															
	抜髄 (1歯につき) 単根 230 (299) (歯髄温存療法後3月以内 188点減算 直PCap後1月以内 150点減算) 2根 422 (549) 3根以上 596 (894) 感染根管処置 (1歯につき) 単根 156 (203) 2根 306 (398) 3根以上 446 (669) 根管粘薬処置 (1歯1回につき) 単根 30 (45) 2根 38 (57) 3根以上 54 (81) 根管充填 (1歯につき) 単根 72 (108) 2根 94 (141) 3根以上 122 (183) 抜髄即充 (1歯につき) 《 》内は歯科訪問診療料のみ算定患者の点数 単根 302 (407) 《371》 (歯髄温存療法後3月以内 188点減算 直PCap後1月以内 150点減算) 2根 516 (690) 《643》 3根以上 718 (1077) 《1016》 感根即充 (1歯につき) 単根 228 (311) 《275》 2根 400 (539) 《492》 3根以上 568 (852) 《791》 加圧根充処置 (1歯につき) (補管届出医療機関のみ) エックス線による確認 単根 136 (204) 2根 164 (246) 3根以上 208 (312) 手術用顕微鏡加算 (3根以上) ……+400 (+600)																	

社会保険歯科診療報酬点数早見表(3)

(令和2年4月1日実施)

日本歯科医師会

<注> 下記点数のうちゴシックは所定点数、() の点数は6歳未満の乳幼児又は著しく歯科診療が困難な者を診療した場合の点数。

		《麻酔に使用した薬剤料は別途算定》										
手 術	抜歯手術 (1歯につき)	乳歯	130 (195)	口腔内消炎手術	智歯周囲炎の歯肉弁切除等	120 (156)	口腔内軟組織異物(人工物)除去術	簡単なもの	30 (45)	歯周外科手術	歯周ポケット搔爬術	80 (120)
		前歯	155 (233)		歯肉膿瘍等	180 (234)		困難なもの			新付着手術	160 (240)
		白歯	265 (398)		骨膜下膿瘍、口蓋膿瘍等	230 (345)		浅在性のもの	680 (1020)		歯肉切除手術	320 (480)
		難抜歯加算	+210 (+315)		顎炎又は顎骨髄炎等			深在性のもの	1290 (1935)		歯肉剥離搔爬手術	630 (945)
		(前歯、白歯のみ、歯根肥大・骨の癒着歯等に対する骨の開さく又は歯根分離術)			1/2顎未満	750 (1125)					歯周組織再生誘導手術 (GTR術)(材料料は別算定)	
		埋伏歯	1054 (1581)		1/2顎以上	2600 (3900)					1次手術(誘導膜の固定)	840 (1260)
		(骨性の完全埋伏歯又は水平埋伏歯に限る)			全顎	5700 (8550)					Fop及びGTR1次手術時歯根面レーザー	
		下顎智歯(骨性・水平埋伏)	+120 (+180)		口腔外消炎手術(骨膜下・皮下膿瘍、蜂窩織炎等)						応用加算	+60 (+90)
		歯根分割搔爬術	260 (390)		2cm未満のもの	180 (270)					2次手術(非吸収性膜の除去)	380 (570)
		ヘミセクション(分割抜歯)	470 (705)		2cm以上5cm未満のもの	300 (450)					歯肉歯槽粘膜形成手術	
	抜歯窩再搔爬手術	130 (195)		5cm以上のもの	750 (1125)					歯肉弁根尖側移動術	600 (900)	
	歯槽骨整形手術	110 (165)		歯根嚢胞摘出手術						歯肉弁歯冠側移動術	600 (900)	
	骨腫除去手術			歯冠大	800 (1200)					歯肉弁側方移動術	770 (1155)	
	腐骨除去手術			拇指頭大	1350 (2025)					遊離歯肉移植術		
	歯槽部に限局するもの	600 (900)		鶏卵大	2040 (3060)					(手術野ごと)	770 (1155)	
	顎骨(片側の1/2未満)	1300 (1950)		歯根端切除手術(1歯につき)(歯根端閉鎖の費用を含む)						SPT開始後の歯周外科手術は50/100で算定		
	顎骨(片側の1/2以上)	3420 (5130)		歯科CT、手術用顕微鏡を使用	2000 (3000)					頬、口唇、舌小帯形成術	560 (840)	
				上記以外	1350 (2025)							
				注) 歯根端切除と歯根嚢胞摘出を同時に行った場合の従たる手術は50/100算定。								
レーザー機器加算の対象手術												
	レーザー機器加算1	歯肉、歯槽部腫瘍手術(エプーリスを含む)軟組織に限局するもの、浮動歯肉切除術(3分の1顎程度、2分の1顎程度)、舌腫瘍摘出術(粘液嚢胞摘出術)、口蓋腫瘍摘出術(口蓋粘膜に限局するもの)、頬、口唇、舌小帯形成術、口唇腫瘍摘出術(粘液嚢胞摘出術)、頬腫瘍摘出術(粘液嚢胞摘出術)、がま腫切開術										+50
	レーザー機器加算2	歯肉、歯槽部腫瘍手術(エプーリスを含む)硬組織に及ぶもの、浮動歯肉切除術(全顎)、舌腫瘍摘出術(その他のもの)										+100
	レーザー機器加算3	口腔底腫瘍摘出術、口蓋腫瘍摘出術(口蓋骨に及ぶもの)、口蓋混合腫瘍摘出術、口唇腫瘍摘出術(その他のもの)、頬腫瘍摘出術(その他のもの)、頬粘膜腫瘍摘出術、がま腫摘出術、舌下腺腫瘍摘出術										+200
麻酔	伝達麻酔	42 (63)	浸潤麻酔	30 (45)	吸入鎮静法	30分まで	70 (105)	静脈内鎮静法	600 (900)			
	(下顎孔・眼窩下孔)		(手術、120点以上の処置、特に規定する処置、歯冠形成、う蝕歯即時充填形成、う蝕歯インレー修復形成以外で算定)		30分を超えた場合は30分又はその端数を増すごとに	+10 (+15)						
歯 冠	補綴時診断料(1装置につき)	新製(ブリッジ、有床義歯の新製)	90	即時充填形成(充形)	128 (192)							
		新製以外	70	インレー修復形成(修形)	120 (180)							
	歯冠形成(1歯につき)			充填1	106 (159)	充填2	59 (89)					
					単純なもの	158 (237)						
					複雑なもの		単純なもの	107 (161)				
							複雑なもの					
修 復	印象採得料(1個につき)	支台築造(メタルコア・ファイバーポストの印象)	34 (51)	金属歯冠修復		インレー		前歯3/4冠		白歯1/2冠		レジン前装金属冠
		単純	32 (48)			単純なもの				FMC		前歯・小白歯
		連合	64 (96)			複雑なもの						
		咬合採得料(1個につき)	18 (27)									
		装着料(1個につき)										
		歯冠修復	45 (68)									
		内面処理加算1(CAD/CAM冠)	+45 (+68)									
		装着材料料										
		歯科用合着・接着材料I										
		仮着用セメント(1歯につき)	4									

(不許複製・禁転載)

